

## 5 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の指導等

### (1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の指導等の実施

所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっていることについて十分な周知を行うとともに、確実な実施を図り、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うなど、耐震診断結果の報告をするように促します。

耐震診断の結果を報告しない場合は、耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等により公表します。

### (2) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

耐震診断結果は、ホームページ等により公表します。なお、耐震診断の結果、耐震性がないと判定された建築物について、迅速に診断を実施し、その結果を報告した所有者が不利になることがないよう、公表時期を設定します。

また、耐震性がないと公表された建築物について、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された場合には、迅速に耐震改修に取り組んだ所有者が不利になることがないよう、公表内容を速やかに更新します。

※要緊急安全確認大規模建築物については、平成29年2月3日（令和元年10月18日更新）に公表

### (3) 指導・助言の方法

所管行政庁が行う指導及び助言は、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に耐震診断、耐震改修の必要性を説明し、耐震診断及び耐震改修の実施についての相談に応じる形で行います。

平成19年4月1日から建築物の耐震診断、耐震改修の状況が建築基準法第12条に基づく定期報告の対象になっていることから、特定行政庁は、特定既存耐震不適格建築物について定期報告を受けた際にも必要に応じて指導・助言を行います。

### (4) 指示の方法

所管行政庁は、指導及び助言を行った特定既存耐震不適格建築物の所有者が、耐震診断・耐震改修を実施しない場合、その実施を促しても協力を得られないときに、実施すべき事項を具体的に明示した指示書を交付する等の方法で行います。

また指示は、指導・助言の実施の有無にかかわらず、必要に応じて行います。

### (5) 指示に従わない場合の公表の方法

所管行政庁は、建築物の所有者等が正当な理由がなく耐震診断・耐震改修の指示に従わない場合に建築物等の公表を行います。

公表は、建物の利用者及び周囲の住民等にも周知する必要があるため、特定既存耐震不適格建築物の所有者の氏名、建築物の名称・位置等を公報に登載するとともに、所管行政庁及び建築物の所在する市町村のホームページに掲載し、その窓口で閲覧に供することにより行います。

### (6) 優先的に指導・助言等をすべき特定既存耐震不適格建築物の選定

所管行政庁は、次の特定既存耐震不適格建築物については、優先して耐震化の指導等を実施します。

優先的に指導・助言を行う特定既存耐震不適格建築物	
○ 防災上重要な建築物	・防災拠点となる庁舎、病院、避難所等
○ 不特定多数の者が利用する建築物	・旅館・ホテル、百貨店、映画館、集会場等
○ 避難要援護者の利用する建築物	・老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園・保育所、小中学校、盲・聾・養護学校
○ 被災による倒壊で周囲に与える影響が大きい建築物	・地震時に通行を確保すべき道路沿いで、倒壊により道路閉塞のおそれのある建築物

(7) 特定既存耐震不適格建築物の指導・助言、指示・公表、耐震診断義務付けの対象一覧

用　　途		階数	床面積		
			○所有者の努力義務(法第14条) ○指導・助言(法第15条第1項)	指示・公表 対象要件 (法第15条第2項)	耐震診断義務付け 対象要件 (法附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程若しくは特別支援学校 上記以外の学校	2以上	1, 000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む	1, 500 m <sup>2</sup> 以上 ※同左	3, 000 m <sup>2</sup> 以上 ※同左
体育館(一般公共の用に供されるもの)	1以上	1, 000 m <sup>2</sup> 以上	2, 000 m <sup>2</sup> 以上	5, 000 m <sup>2</sup> 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設					
病院、診療所				2, 000 m <sup>2</sup> 以上	5, 000 m <sup>2</sup> 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場					
集会場、公会堂					
展示場					
卸売市場					
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗				2, 000 m <sup>2</sup> 以上	5, 000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル、旅館					
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿					
事務所					
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの					
老人福祉センター、児童更正施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				2, 000 m <sup>2</sup> 以上	5, 000 m <sup>2</sup> 以上
幼稚園、保育園、保育所	2以上	1, 000 m <sup>2</sup> 以上	2, 000 m <sup>2</sup> 以上	5, 000 m <sup>2</sup> 以上	
博物館、美術館、図書館					
遊技場					
公衆浴場					
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの				2, 000 m <sup>2</sup> 以上	5, 000 m <sup>2</sup> 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					
自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500 m <sup>2</sup> 以上	5, 000 m <sup>2</sup> 以上で敷地境界線から一定距離以内	
避難路沿建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	同左	同左	
防災拠点である建築物					耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※面積は延べ面積